

# 令和 4 年度 文化教育常任委員会行政視察報告書

## 1 参加委員

(委員長) 滝口友美 (副委員長) 水本定弘 (委員) 小磯妙子 (委員) 伊藤素明  
(委員) 中野幸雄 (委員) 早川仁美 (委員) 長谷川由美

## 2 視察日時

令和 4 年 7 月 2 8 日 (木曜日) 午前 1 0 時 1 5 分から正午

## 3 視察先

埼玉県北本市

## 4 視察事項

(1) 「北本市子どもの権利に関する条例」について

## 5 視察概要

担 当 者	北本市議会  健康福祉常任委員長 桜井 卓 <sup>すぐる</sup> 氏  事務局 古畑 良健 <sup>よしなげ</sup> 氏
視察先選定理由	すでに条例化をしている横須賀市の視察(4月27日)に続き、本年10月1日より施行となる埼玉県北本市の条例制定までの経緯、及び協議過程などを学び、茅ヶ崎市における子どもの権利条例制定に向けた取り組みを行うため。
内 容 ・事業概要 ・効果、推移 ・課題 ・今後の方向性	■北本市子どもの権利条例制定における経過、及び取り組みについて、桜井市議より説明があった。 【令和3年6月】 ・子どもの権利に関する特別委員会を設置 (各会派から委員を選出、計7名で構成) 【同年7月～9月】 まず始めに条例案の原案を作成 【同年10月～11月】 原案に対する市民の意見聴取、及び専門家からも意見を求める。意見を踏まえ、条例案を作成し法規審査。 【令和4年1月～2月】 条例(案)のパブリックコメントを実施。 この経過に関する特徴的なポイントは、以下のとおり。

- 1 議案提案は、全会一致になるよう努力した。
- 2 パブリックコメント実施のタイミングを考慮した。
- 3 パブリックコメント実施前に、原案に対する意見聴取を匿名、市外も可として実施した。
- 4 地域の各種団体に協力を呼びかけた。その結果、パブリックコメントに意見を寄せた市民は3名で、うち1人がA4用紙に8枚程度の記述のみであった。つまり、パブリックコメントにかかる段階では、条例がほぼ完成されていた状態と言える。

【令和4年3月22日】

令和4年第1回定例会に議会議案として条例を提案、全会一致で可決された。施行は令和4年10月1日。

■原案に対する市民の意見に関して

- ・文章が難しく分かりにくい。分かりやすく伝わるよう平易な文章で書くべき。
- ・子どもを指導、誘導しようとしている。
- ・大人が上から目線で書いている。子どもと大人が対等になっていない。
- ・子ども同士で権利を尊重し合う（他人の権利を尊重させる）のはおかしい。これについては原案から外した。
- ・どのような人が擁護委員になるのかわからない。
- ・擁護委員が本人、保護者の同意なく調査をする場合の要件が緩い。
- ・子どもの権利侵害の「防止」の視点がない。
- ・擁護委員の要件に「職務の遂行について利害関係を有しないもの」を加えるべき、等の意見があった。また、「権利」に関することについて、条例に書けなかった部分を条例前文の中に、文章として盛り込んだ。

■条例に関する主な見解

～第1章 総則～

体罰等と「等」を付けた理由は、体罰に様々なパターンがあることから、限定されないため、とした。過去に廃校問題があったとき、子どもの意見を聞いていなかった。いじめ問題は実際にはあった。防止対策は、大人目線が大事。教職員の責任も重要。物分かりがいい子が良い子ではない。自分で物事を考えることができることが大事。

～第4章 子どもの権利に関する基本的な施策等～

市が取り組むことを明記。財政を理由にやれないことのないようにした。

～条例施行上の課題～

予算上の措置として、擁護委員の件費を月額20万円とした理由は、日額制では活動が狭まると考えたためである。この点は特徴的なポイントである。

■ヒアリングでの質問と感想

- ・桜井議員が進め方に長けており、リーダーシップが必要なこと。
- ・桜井議員は子どもの権利に関しては詳しくなかったが、里親などから協力を得

	<p>られたことが大きい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料づくりは議員には難しい。早い段階でスケジュールを組んでいくことが大切。</li> <li>・(当市議質問) 特に子どもからの意見聴取について、工夫したことは? (桜井市議回答) 集団では難しいので個別対応した。</li> <li>・条例原案と完成案との間で、努力されていることが良くわかる。</li> <li>・専門家の知恵を活用</li> <li>・執行部の体制については教育委員会と福祉部との連携が重要</li> </ul>
<p>考 察</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市との比較</li> <li>・本市への事業導入の可能性</li> <li>・今後の検討内容</li> </ul>	<p>委員の感想でも述べられていたが、桜井議員のリーダーシップと県職員時に他の条例も手がけるなど、実務能力と経験が生かされている。また、条例制定に至るまでの過程の中で必要なこと、特に子どもの意見聴取に徹し、工夫もしながら努めたことや専門家、関係諸団体との連携など、進め方の面でしっかりと練り上げながら作り上げたことが非常に参考になった。本市においても、行政との意思疎通の重要性とポイントをしっかりと押さえた取り組みが求められる。議会、行政の双方に相当なエネルギーが必要であり、これらを踏まえた計画・段取りが重要と考える。</p>
<p>備 考</p>	

## 6 参考資料

- (1) 北本市子どもの権利条例制定の取り組みについて (パワーポイント資料)
- (2) 北本市子どもの権利条例 (仮称) 原案の説明 (北本市提供資料)
- (3) 事業計画書 (北本市提供資料)
- (4) 制度パンフレット (北本市提供資料)
- (5) 北本市市勢要覧2021
- (6) 北本市ガイドマップ
- (7) 北本市議会だより
- (8) 当市からの事前質問事項に対する回答資料

### <報告書作成にあたっての注意事項>

- ・視察先の担当者の氏名等を記載する場合は視察先の情報公開基準に則るとともに、必ず記載の可否の確認をお願いいたします。  
※茅ヶ崎市の基準では管理職以上は公開です。  
※民間企業等の場合は上記の限りではないので十分気を付けてください。
- ・5 視察概要の項目については、視察内容、必要に応じて修正追加等してください。